

厚真町農業委員会委員の推薦及び募集要領

厚真町では、令和2年7月19日の現農業委員の任期満了に伴い、農業に関する知識と熱意を持ち、農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことのできる農業委員会委員候補者を募集します。

1. 募集人数

18人

2. 職務内容

農地の権利移動の許可及び農地転用の審査業務、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地利用の最適化に関する事項の調査・活動・審議などが主な職務となります。

会議は、毎月1回程度の開催となります。また、必要に応じて調査や研修会等に出席していただく場合があります。

3. 任期

3年（令和2年7月20日から令和5年7月19日まで）

4. 身分

厚真町の特別職の非常勤職員

5. 報酬

会 長 月額 61,000円

会長代理 月額 37,000円

委 員 月額 31,000円

※ 変更となる場合があります。

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

推薦を受け、又は応募できる方は、農業委員会法第8条第1項（農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者）の規定に該当すると認められる方で、次のいずれにも該当する方です。

- (1) 農業委員会法第8条第4項各号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）に該当しない者
- (2) 原則として厚真町に住所を有する者
- (3) 厚真町が設置する他の附属機関等の委員のうち教育委員会委員、又は固定資産評価審査委員会委員でない者
- (4) 厚真町の職員でない者

7. 推薦及び募集の期間

令和2年2月17日（月）から令和2年3月19日（木）まで【必着】

※ 持参される場合は、午前8時30分から午後5時30分までに提出してください。（土日祝日を除く。）

8. 推薦及び応募に係る手続き等

(1) 推薦及び応募の方法

- ① 農業者からの推薦
- ② 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦
- ③ 一般応募

(2) 推薦及び応募手続き

① 提出書類

厚真町農業委員会委員候補者推薦・応募届（別紙様式）

② 様式の入手先

厚真町産業経済課、厚真町農業委員会事務局、上厚真支所

※ 厚真町ホームページからもダウンロードできます。

③ 提出先

持参又は郵送により、下記まで提出してください。

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地 厚真町産業経済課農業グループ
--

※ 推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

※ 電子メール及びFAXによる受付けはできません。

9. 選任方法

厚真町農業委員会候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考を行います。（必要に応じて面接を行うことがあります。）

選考にあたっては、

- ・ 認定農業者等が過半数を占めること
- ・ 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること
- ・ 年齢、性別に著しい偏りが生じないこと

を考慮し選考します。

町長が選考委員会の意見を参考に農業委員候補者を選任し、町議会の同意を得たうえで、令和2年7月20日に農業委員に任命します。

なお、選任結果は、推薦をする者、推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

10. 情報の公表

農業委員会法第9条第2項の規定により、募集期間の中間及び終了後に、厚真町ホームページで以下の内容を公表しますので、ご承知願います。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体）の名称、代表者氏名、構成員の数、構成員の資格及び事業目的
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、年齢、性別、職業、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦及び応募の理由
- (6) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者等の数

11. 問い合わせ先

〒059-1692 勇払郡厚真町京町120番地
厚真町産業経済課農業グループ

電話：0145-27-2419（直通）

FAX：0145-27-3944

E-mail：nousei@town.atsuma.lg.jp

